

(注意) これは記載例です。

様式第十号(第十条の九関係)

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者

住 所 熊本市中央区〇〇町△△1-1

氏 名 株式会社聖閣荷運送

代表取締役 運送寺 中意

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

変更許可申請に係る事業の範囲の欄には、既に受けている許可品目と今回許可を受ける品目の両方を記載してください。

及 び 分	令和5年3月8日 第043XXXXXXXX 号
の区分	収集運搬業
	(区分) 積替え保管を ☐ 含む ・ ☒ 含まない。 (廃棄物の種類) 該当の品目に ☒ をする。 ☐ ①燃え殻 ☐ ②汚泥 ☒ ③廃油 ☐ ④廃酸 ☐ ⑤廃アルカリ ☒ ⑥廃プラスチック類 ☒ ⑦紙くず ☒ ⑧木くず ☒ ⑨繊維くず ☐ ⑩動植物性残さ ☐ ⑪動物系固形不要物 ☐ ⑫ゴムくず ☒ ⑬金属くず ☒ ⑭ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ☐ ⑮鉱さい ☒ ⑯がれき類 ☐ ⑰動物のふん尿 ☐ ⑱動物の死体 ☐ ⑲ばいじん ☐ ⑳政令第13号廃棄物 以上 8 品目 (特別管理産業廃棄物であるものを除く) (自動車等破砕物 ☐ 含む ・ ☒ 含まない) (石綿含有産業廃棄物 ☒ 含む ・ ☐ 含まない) (水銀使用製品産業廃棄物 ☒ 含む ・ ☐ 含まない) (水銀含有ばいじん等 ☐ 含む ・ ☒ 含まない) 詳細は (申請書第一面「事業の範囲」の別紙) のとおり
変 更 の 内 容	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む)、廃油の追加。
変 更 の 理 由	事業拡大のため。
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	プラスチック容器、緩衝材
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	
※ 事 務 処 理 欄	

変更許可申請で追加する品目について、新たに必要となる容器等を記載してください。

(申請書第1面「事業の範囲」の別紙)

取り扱う産業廃棄物の種類	積替え及び保管行為を (□含む・☑含まない)		
	石綿含有産業廃棄物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
廃油			
廃プラスチック類		○	
紙くず			
木くず			
繊維くず			
金属くず	○	○	
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	
がれき類	○		
(以上 8 品目) (申請書第1面「事業の範囲」の別紙欄「事業の範囲」の別紙欄は、既に受けている許可品目と今回許可を受ける品目の両方を記載してください。) 「廃プラスチック類」が「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」を (□含む・☑含まない)			

- ・「石綿含有産業廃棄物」「水銀使用製品産業廃棄物」「水銀含有ばいじん等」については、申請するそれぞれの品目について、明確にわかるように記載すること。
- ・「積み替え又は保管行為」については、無について明記すること。

(注意事項)

- ・申請する産業廃棄物の品目の名称は以下の例にならない正確に記載すること。

(例) 「がれき類」 (正) 「建設廃材」 (誤)

産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
紙くず	鉱さい
木くず	ばいじん
繊維くず	燃え殻
動植物性残さ	汚泥
ゴムくず	廃油
金属くず	廃酸
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	廃アルカリ
鉱さい	処分するために処理したもの
がれき類	感染性産業廃棄物
動物のふん尿	廃PCB等 (廃ポリ塩化ビフェニル等)
動物の死体	PCB汚染物 (ポリ塩化ビフェニル汚染物)
ばいじん	PCB処理物 (ポリ塩化ビフェニル処理物)
燃え殻	廃石綿等
汚泥	廃水銀等
廃油	特定有害産業廃棄物
廃酸	
廃アルカリ	
廃プラスチック類	
政令第2条第13号に規定する廃棄物	
動物系固形不要物	

(第2面)

[illegible]

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	5 0 0 株		出資の額	5 0 0 万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資 の金額	本	籍
		割 合	住	所
うんそうじ ちゆうい 運送寺 中意	大正XX年 X月X日	2 5 0	熊本市中央区〇〇町△△1-1	
		5 0 %	熊本市中央区〇〇町△△1-1	
うんそうじ かくにん 運送寺 角忍	昭和XX年 X月X日	2 5 0	熊本市中央区〇〇町△△1-1	
		5 0 %	熊本県人吉市◇◇町××5-50	

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役 職 名 ・ 呼 称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者をすべて記載することとし、記載しきれないときは、この株式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄